

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和5年8月31日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」といい、本件処分に係る通知書を「本件処分通知書」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性を主張している。

処分庁が、法を根拠とした令和5年6月8日付〇〇区による生活保護廃止を手続的な廃止であると曲解し、本件処分の却下理由としたことは違法行為である。

処分庁に対して提出した申請書は「生業扶助（生活自立のための就職活動支援）」としたにも関わらず、「就労活動促進費」のみの却下通知書が返ってきた。就労活動促進費に対しての却下通知書であるならば却下する理由は、厚生労働省通達による「5年が経過していない」ことが理由であるべきで、「〇〇区による保護廃止」が争点であるとして却下理由を歪曲している。

請求人が「生業を申請」したのは、大型二種免許は技能習得費が申請及び受領できるのか、面接に行くスーツを持っていないなどに対する相談が処分庁に対して全くできていないからである。

生業扶助に関して（就労活動促進費以外に）厚生労働省は生活保護支援に関する特記事項を通達していないが、どのように自立のための就労活動を請求人は対応していくべきか、東京都には処分庁に対して

法定受託事務に関する上級官庁としての行政指導を求める。

〇〇区の保護廃止から処分庁の保護決定までの数日間の空白時の通院等について、処分庁から一切教示がなされなかった。厚生労働省通達による「移管時に空白なく保護を行う」ことに関して、東京都は行政指導を行うべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 5月14日	諮問
令和6年 6月17日	請求人から主張書面の提出
令和6年 8月16日	審議（第91回第3部会）
令和6年 9月17日	審議（第92回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

(2) 保護の種類

法11条1項は、保護の種類として、生活扶助、住宅扶助、医療扶助、生業扶助等を定めている。

(3) 就労活動促進費

生活扶助について、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持

することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その範囲に衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの（１号）を定めている。

生活扶助のうち、就労活動促進費について、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第７・２・(9)は、アからウまでにおいて、就労活動促進費の要件、月額（５，０００円）、支給対象期間（原則６か月以内とするが、保護の実施機関が必要と認めた場合には、３か月以内の支給対象期間を２回まで（最長１年まで）延長可能とすること）を定めるほか、クにおいて「過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から５年が経過している場合にはこの限りでない。」とする。

(4) 生業扶助

生業扶助について、法１７条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われる、ただし、これによって、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込みのある場合に限るとし、生業に必要な資金、器具又は資料（１号）、生業に必要な技能の修得（２号）及び就労のために必要なもの（３号）を定めている。

法３６条は、生業扶助の方法を金銭給付によるものとし、金銭給付によることができないとき（就労のために必要な施設の供用等）は現物給付によって行うことができる旨を定める。

局長通知第７・８は、生業費は専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金、器具、資料を必要とする被保護者に対して（(1)・ア）、技能修得費は生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対して（(2)・ア・（ア））、それぞれその必要とする実態を調査確認の上、就職支度費は、就職の確定した被保護者が就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合に（(3)）、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する旨を定める。

(5) 保護の変更の申請に対する決定・通知

法２４条９項により準用される法２４条３項は、保護の実施機関は、

保護の変更の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

(6) 局長通知の位置付け

局長通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

(1) 本件申請の内容

これを本件についてみると、生業扶助は、原則として金銭給付によって行われるところ（1・(4)）、本件申請に係る保護申請書に記入された「生業扶助 生活自立の為の就労活動支援」との申請理由からは、請求人が処分庁に対し、生業扶助について具体的にどのような費用や経費を必要として保護の変更を申請したかが明らかでない。

また、生業扶助について定める局長通知第 7・8（1・(4)）について、本件申請が該当するかどうかを確認すると、生業費は「専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業」を営んでいる被保護者を対象とするもので、請求人は当該事業を営んでいないため生業費の対象とは認められず、技能修得費は「生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費」等を支給するものであるが、保護申請書には必要な経費について何ら記入されていないことから、請求人が技能修得費を申請しているとみることはできず、就職支度費は「就職の確定した被保護者」を対象とするものであることから、就職が確定していない請求人は就職支度費の対象とも認められない。

そして、請求人は、保護開始の申請時において就労活動促進費の支給が可能かを相談し、担当職員から口頭により支給できない旨を伝えられると、文書による回答を求め、担当職員からまず文書による申請を行うよう伝えられた後になされたという本件申請の経緯に鑑みれば、本件申請の趣旨は就労活動促進費の支給を求めるものであると解した処分庁の判断には、違法又は不当な点があったということとはできない。

(2) 就労活動促進費の支給可否

局長通知第 7・2・(9)・クは、就労活動促進費について、「過去に支給した者は対象としない。ただし、保護廃止後、再度、保護開始となった場合であって、支給から 5 年が経過している場合にはこの限り

でない。」としているところ（１・(3)）、前実施機関は請求人に就労活動促進費を令和元年６月５日まで支給したことが認められる。なお、本件申請がなされた令和５年８月２１日は、令和元年６月５日から５年を経過していない。

したがって、請求人は、就労活動促進費の支給要件を満たしていない。

(3) 本件処分通知書について

法は、保護の変更の申請があったときは、申請者に対し、理由を付した書面をもって、当該申請に対する決定を通知しなければならないと定めているところ（１・(5)）、処分庁は、本件処分通知書により、本件申請について、理由を付して就労活動促進費は扶助できない旨を通知した。本件処分通知書に付記された本件処分の理由は、就労活動促進費が扶助されない旨を請求人においてその記載自体から了知するものであると認められる。

(4) 小括

以上によれば、本件処分は上記１記載の法令等の定めに従って適正に行われたものであるから、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、生業扶助を申請したのに、就労活動促進費のみを却下としたことは違法である、どのように自立のための就労活動をしていくべきか、また、前実施機関の保護廃止から処分庁の保護決定までの空白時の通院等の教示がなかったことは「移管時に空白なく保護を行う」ことに反しており、東京都は処分庁に行政指導をすべきである旨を主張する。

しかし、本件申請が、生業扶助に係る内容の保護変更を申請したものと認められないことは上記２・(1)のとおりである。また、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分に取り消すべき違法・不当な点があるかを審理判断するものであるから、行政指導を求めるなどの主張は、審査請求の理由となるものではない。

なお、請求人より、審理員意見書に対し、令和６年６月１４日付け（令和６年６月１７日収受）で主張書面が提出されたため、審査会として慎重に吟味したが、これまでの判断を覆すに足りるものと認めることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子